

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 3 回定例
5 月 11 日（月）

静岡県教育委員会教育長職務代理者 加藤文夫は、

平成 27 年 5 月 11 日に教育委員会第 3 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 27 年 5 月 11 日 (月) 開会 13 時 30 分
閉会 15 時 30 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教育長職務代理者 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 齊 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局 (説明員) 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
池 田 和 久 理事兼教育総務課長
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長
山 本 知 成 教育政策課長
中 川 好 広 情報化推進室長
平 松 明 子 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
杉 山 和 幸 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
奥 村 篤 義務教育課人事監
渋 谷 浩 史 高校教育課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長
北 川 清 美 社会教育課長
増 田 曜 子 文化財保護課長
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
杉 本 寿 久 総合教育センター所長
杉 山 禎 高校教育課参事兼課長補佐兼
人事班長

4 その他

(1) 第 2 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～2 は了承された。

【開 会】

教育長職務代理者： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、興委員にお願いする。

【非公開の決議】

教育長職務代理人： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第3、4、5号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思う
が、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教育長職務代理人： それでは、非公開案件から審議を始め、第3、4、5号議案を非公
開とする。

<非>第4号議案 教職員の懲戒処分について

※非公開

<非>第5号議案 教職員の懲戒処分について

※非公開

<非>第3号議案 静岡県スポーツ推進審議会委員の委嘱

※非公開

報告事項1 教育行政の点検及び評価

教育長職務代理人： 報告事項1、教育行政の点検及び評価について、山本教育政策課長
より説明願う。

教育政策課長： <報告事項についての説明>

教育長職務代理人： 質疑等はあるか。

興 委 員： 昨年、フォローさせていただいて学識経験者の意見が出されたのは記
憶に新しいところではあるが、学識経験者を教育委員会が指名をする
においては、学識経験者の意見は極めて尊重しなければならない。私
は厳しく指摘されたと感じている。したがって自己評価をする際は学
識経験者の意見を十分斟酌した上で、メスをいれていくべきである。

教育長職務代理人： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

教育長職務代理人： 報告事項1を了承した。

報告事項2 平成27年度全国学力・学習状況調査の実施状況について

教育長職務代理人： 報告事項2、平成27年度全国学力・学習状況調査の実施について、
林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教育長職務代理人： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 大学関係者としてセンター入試に係るチェック・姿勢というところで
言うと調査日が当該の日にできなくて再テストということになるがこ

れはすでに実施しているのか。

義務教育課長： 実施済みである。ただし問題としては一緒であるが文科省への報告、データとしては計上しない。

教育長職務代理人： 先日、教育監との話の中で、学力調査は特徴が良く出ているという話であった。このあたりが地域の考え方と文科省の考え方と差があるのかと、そのあたりを理解すると学力を全般に調査するものであって比較するもので無いという説明ができるのではないかと感じたので教育監より説明を願う。

教 育 監： 私の知見がどの程度正しいのかまた別のところで判断いただければと思うが、私を感じたのは例えば中学校の数学で計算、図形、関数などの問題がある。関数については問題数が多くしつこいぐらいに問うている。またA問題とB問題の整合、小学校と中学校の問題の整合を見ると単純なコンペというかチャンピオンシップのような問題ではなく、一様にすべての部分の問題が出ているわけでは無い部分の問題もある。国ではそれが何百万件というビックデータになっているのでそれを分析することによって、学習指導要領の改善すべき点がどこにあるか、教科書の問題、指導法の問題にどのような改善点があるかを探る手段となっている。本来は国レベルでも直接子供たちと接している学校のレベルでもこの問題はそうのように扱うべき性質のものだと思う。それだけしつこく調査で問うているのは、どうして躓いてしまうのか、どうして分からなくなってしまうのかということは宝のように盛り込まれている。単純に比較したり検討したりすることは大事ではあるが、それと同時に生徒個々、あるいは国レベル県レベルというところで今後の改善に当たっていく。あるいはそういう意味で学力調査の問題作りがなされていると感じている。ある方が学力検査とはアンケートみたいなものだと言っていたが、ある意味そういう性格もあるのではないかと思う。

教育長職務代理人： 特定の分野について子供たちの理解がとうであるかということを知くような内容で、それがバランスを欠くような状態で重複して設問されている。文科省の意図というのはどの問題も均一に試験をしてこの子達の理解度を絶対的に評価するというか、今課題となっていることについて問うて、どの程度答えられるかということ調べて学習指導要領に反映させていこうという意図がみられたということである。

教 育 監： 国から最終的に報告されてくる報告書を見るとそういうところが盛り込まれてくる時もあるので逆にいうとそういうところに注目すべき点があろうかと思う。

溝 口 委 員： 今時の傾向を掴むことが大事である。

斉 藤 委 員： 単純に去年の正答率と今年の正答率を比較するわけには行かないということか。

教 育 監： そうである。問題によっては同じ問題をだしてある意味定点観測のように繰り返しているものもある。問題の目的が明確になっている。

興 委 員： 昨年の 10 月に義務教育課から本県の学校の取り組み等に関する分析と県の施策ということで出されている。時間との関係において極めて重要なので、昨年中間報告で 10 月に出されたものを下地に置きながら県下全体として今回の学力調査の結果について学習状況調査も含めてタイミングよくそれまでに出していくべきである。昨年、5 月 6 月に議論した内容においては具体の対応として学校で調査書、学校で示された具体の情報に認識がなくて生徒諸君にもう一回コピーをとった。それで先生方がそれを解析した。それらのデータは実際に国でアナウンスする前にある程度のデータとして捕捉できるので学力調査についてかなり実態は把握できる。合わせて学習状況調査においてもそれがおこなわれているかどうかわからないが、それらを早く中間的に解析をされて国の発表のタイミングで少なくともこの数年間の経過をうまく発表できるような工夫をすることが教育委員会として必要である。その際、個々の市町教育委員会ということではなく静岡県全域を発表できるような工夫を模索していただきたい。

溝 口 委 員： 浜松市の中学校が修学旅行ということで調査日に未実施となっているが、調査日は事前に分かっている中でこれだけ多いと意図的と思ってしまう。来年以降は静岡県の傾向を見る上でも一斉に実施する方がよい。全校が一斉参加できるように指導していただきたい。

静西教育事務所長： 中 1 の段階で修学旅行の日程は決まってしまう。学力調査をこのあたりで実施するというのはわかるがこの日で実施するというのは修学旅行の日程を決定する時点では分からない。中学の修学旅行が重なってしまうのは新幹線の都合である。

溝 口 委 員： ということは来年以降もこういう状況になってしまう恐れがあるということか。

静西教育事務所長： そうである。

溝 口 委 員： そこが問題である。現在の 1 年生は無理かもしれないがこの時期は修学旅行を計画しないなどの指導が必要である。

興 委 員： 静岡県だけでできることではなさそうなので、他の行事等を斟酌された上で日程調整はしていると思う。各学校が一斉参加できるような注意喚起をする、この時期ははずしていただけないかという要望を出してはどうかと思う。

教育長職務代理者： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

教育長職務代理者： 報告事項 2 を了承した。

報告事項 3 児童生徒の安全に関する緊急確認調査の結果を踏まえた措置に係る調査結果について

教育長職務代理者： 報告事項 3、児童生徒の安全に関する緊急確認調査の結果を踏まえた措置に係る調査結果について、林義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項についての説明>

教育長職務代理者： 質疑等はあるか。

溝口委員： スクールサポーターの存在が学校の連携で話題になっている。具体的に連携して対応したケースをここで確認できる内容であれば確認したい。

義務教育課長： 家庭訪問する際など警察の方に同行していただいたりしているケースがある。

溝口委員： 先生では入れないところに入ってしまった子供たちをどう救い出すかということが今後教育委員会だけの対応では不可能になってくるので公安委員会との連携でどう現場が動き易くなるかということを検討していただきたい。

義務教育課長： 本県でも人事交流という形で教育委員会と連携を取っている。県警との関係でも繋がりはある。懲戒事案、補導案件でも情報は入ってくる。

溝口委員： 点と線が繋がるようにすべきである。点となる現場がまだ少ない。点が増えていって線になるような関係になったらこういう子供たちが早く救えるようになるのかと思う。

興委員： 資料に類型の状況については記載されているが、それらが解消になった理由がない。どういった行為で解消されたのか。4の(1)の最後の3行と(2)の最後の3行が具体の行為として行動したから解消に繋がったと理解してよろしいか。

義務教育課長： 従前から取り組んできたこともあるが、今回の調査を踏まえて対応行為としてあがってきたものである。

興委員： そうすると今後の方針として、引き続きこれらの従前対応策を講じていくと理解してよいか。

義務教育課長： そうである。

興委員： 政令市においても同様のアクションが取られ成果に繋がっていると考えてよろしいか。

義務教育課長： そうである。

斉藤委員： 今後も確認調査は実施するのか。

義務教育課長： 今回は単発の調査なので、今後は定期的に調査を実施する。

斉藤委員： 17件は解決したが新たに日々起こりうるものだから何年かに一度調査をしてフォローしていく必要がある。

渡邊委員： プライバシーとの関わりで難しいところもあるが、よく問題が起こったときに近所のこういう子がいるとか、知らなかったとか、まさかあの子がというようなことが報道にでる。例えば民生児童委員であるとか自治会長や組長がプライバシーに配慮した上で目配り気配りができるような環境づくりということも一步踏み込んでできるとよりこのような調査が生きてくるのではと思う。

教育長職務代理者： 家庭環境、地域環境が子供たちの行動を守っていくと考えると、再発することが可能性としてあるので、解決したから終わりではなくその後どうなったかを先生方に観察してもらう必要がある。

教育長職務代理者： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)
教育長職務代理人： 報告事項 3 を了承した。

【閉会】

教育長職務代理人： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 27 年度第 3 回教育委員会定例会を閉会とする。